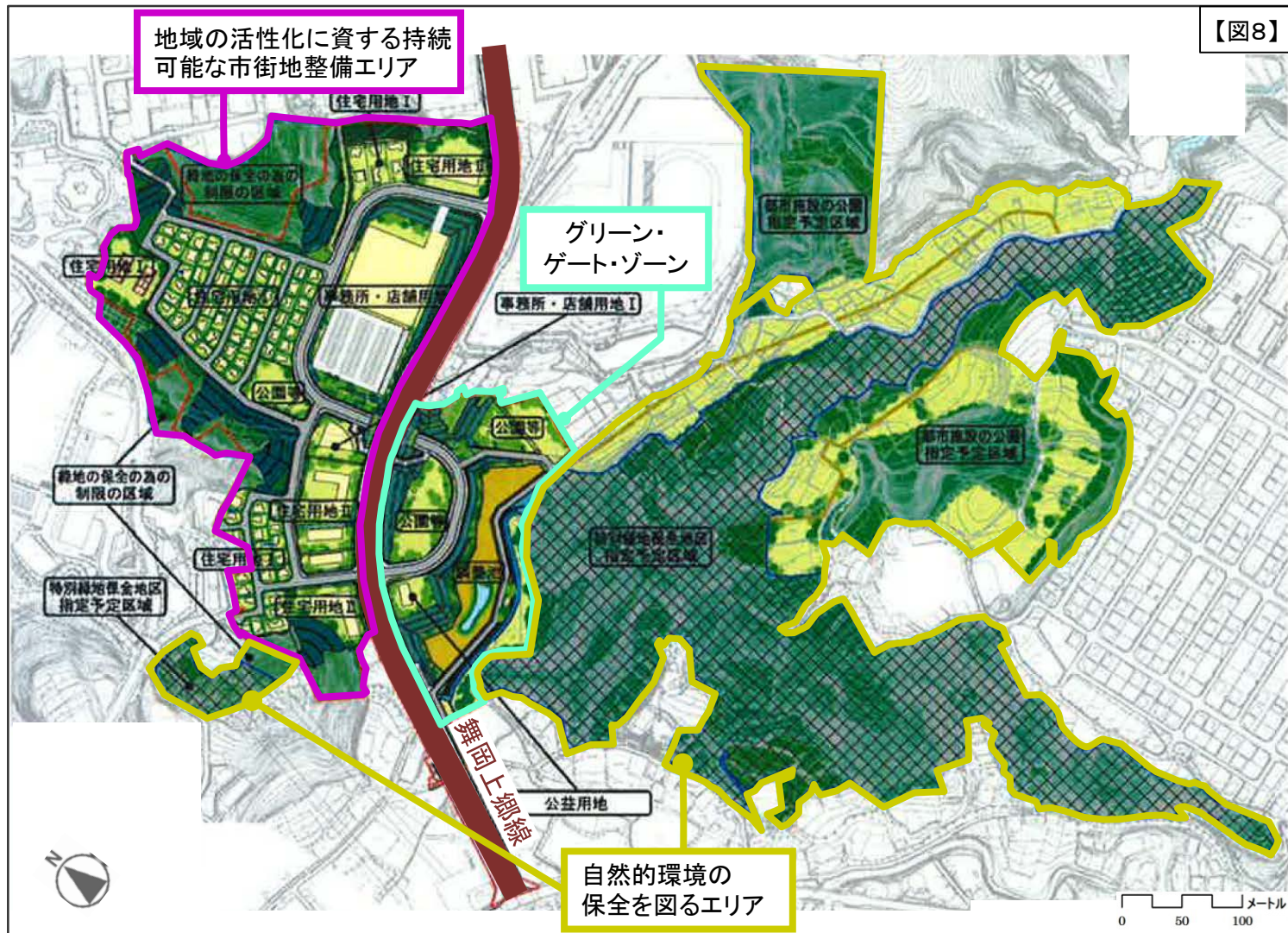


<参考> 都市計画提案による土地利用計画の概要



【図8】

横浜市からのお知らせ



都市計画市素案説明会のお知らせ ～栄上郷町猿田地区における都市計画決定及び変更について～

平成26年1月、都市計画法第21条の2に基づき、栄上郷町猿田地区における区域区分（線引き）、地区計画、公園及び特別緑地保全地区等の決定及び変更についての都市計画提案を受理しました。この提案について、横浜市都市計画提案評価委員会において「提案された区域区分の変更や地区計画等の内容に一部修正を加えた上で、都市計画の決定及び変更をする必要がある」と判断したため、平成27年11月に都市計画市素案(案)説明会を開催し、様々なご意見をいただきました。これらのご意見を踏まえ、都市計画市素案を作成しました。この都市計画市素案の内容や今後の手続について説明するため、説明会を開催します。

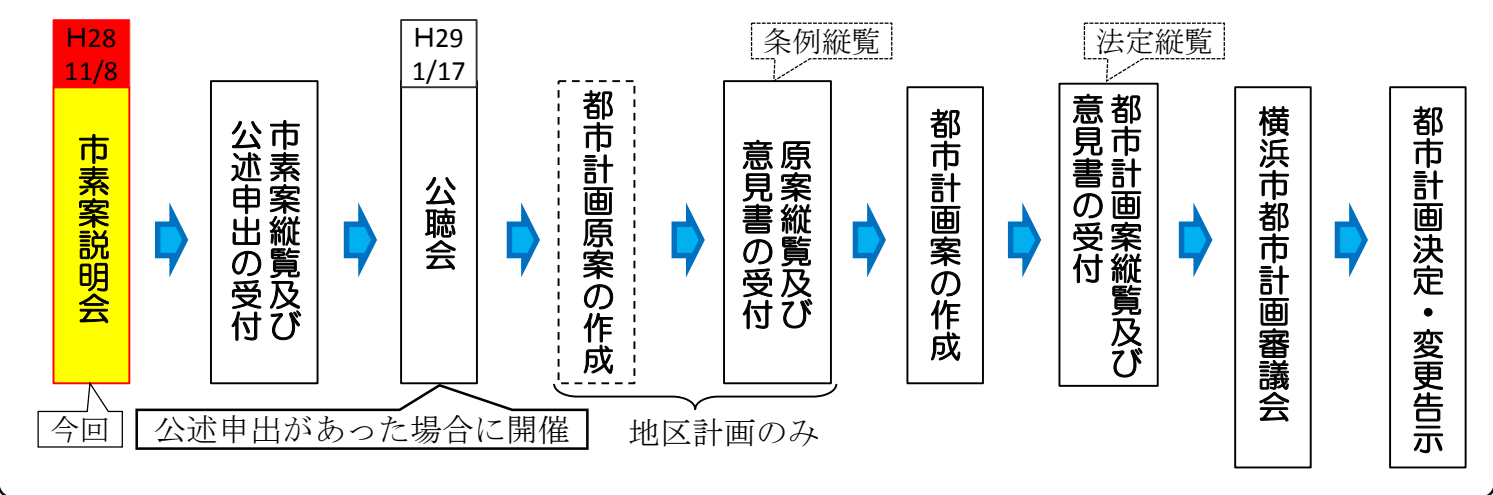
都市計画市素案説明会

○日時
平成28年11月8日(火)
午後7時開始(開場午後6時30分)

○会場
栄公会堂 講堂 (横浜市栄区桂町279-29)
JR根岸線:本郷台駅から徒歩9分
※事前の申込は不要です。
当日、直接会場へお越しください。
※駐車場の用意はありません。
ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



都市計画手続の流れ



問合せ先

- ◆計画内容、地区計画等について：横浜市都市整備局地域まちづくり課 (〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 市庁舎6階 TEL:045-671-2667)
- ◆公園、特別緑地保全地区について：横浜市環境創造局緑地保全推進課 (〒231-0016 横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル6階 TEL:045-671-3534)
- ◆都市計画手続について：横浜市建築局都市計画課 (〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地の1 JNビル14階 TEL:045-671-2657) 都市計画課ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/>



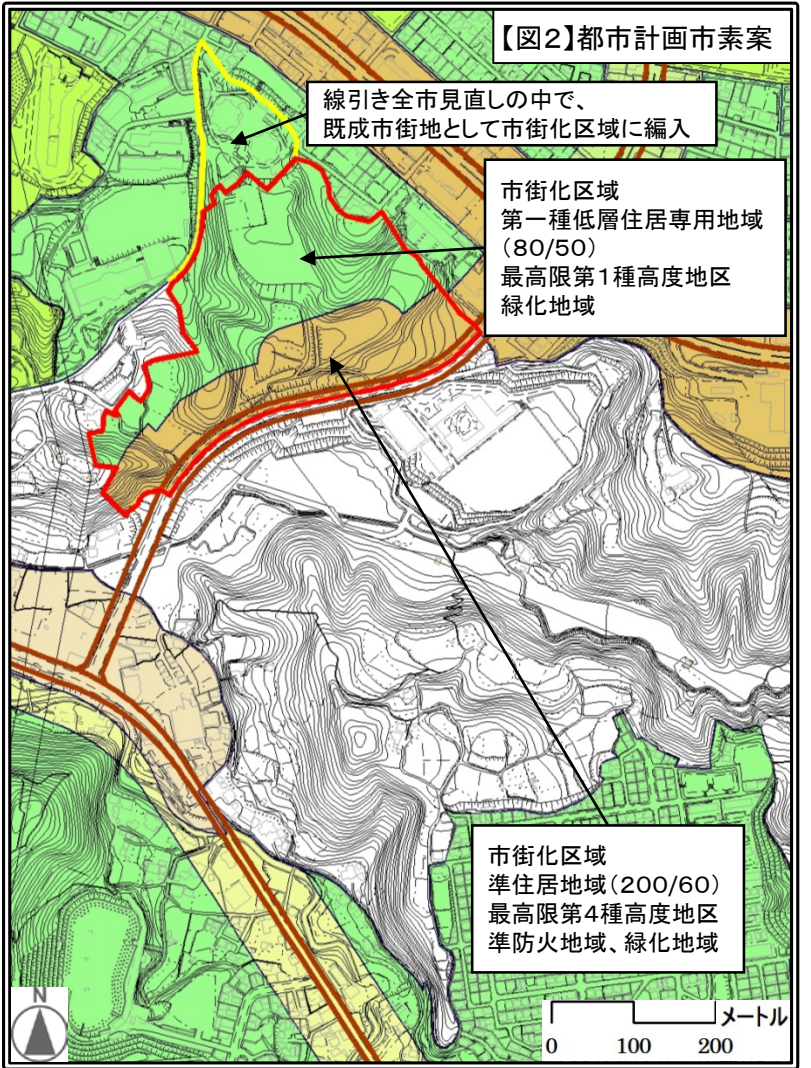
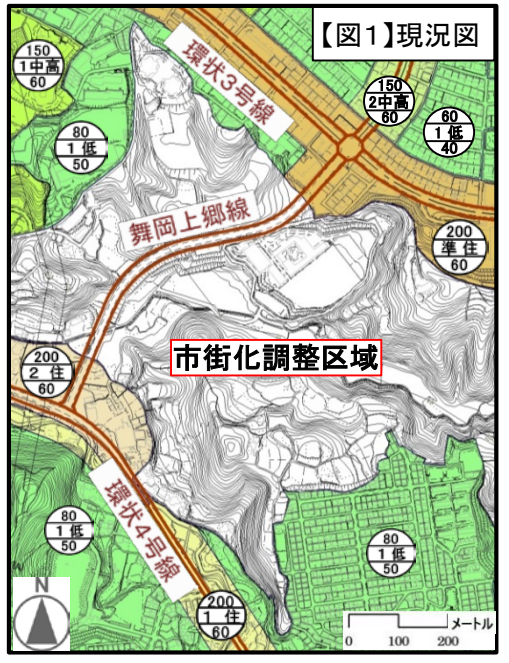
都市計画市素案の縦覧（閲覧）及び公述申出の受付

縦覧期間：平成28年10月25日(火)から平成28年11月22日(火)まで(土・日・祝日を除く)
縦覧場所：建築局都市計画課(受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで)
※栄区役所区政推進課及び港南区役所区政推進課で、都市計画市素案の写しを閲覧できます。(区役所での受付時間：午前8時45分から午後5時まで)
※都市計画課ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。
公述申出：縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は、公述申出ができます。公述申出書は、縦覧期間中に都市計画課ホームページから電子申請をご利用いただくか、都市計画課へ郵送又は持参してください。(平成28年11月22日(火)必着)
※公聴会とは、都市計画市素案の内容について、関係住民及び利害関係人が横浜市に対して、公開の場で意見を述べるために開催します。
※公述申出書は、縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、都市計画課ホームページからダウンロードできます。
※10名を超える申出があった場合には、抽選を行います。

公聴会（公述申出があった場合に開催）

日時：平成29年1月17日(火) 午後7時開始(開場午後6時30分)
会場：栄公会堂 講堂
※傍聴は申込不要です。当日、直接会場へお越しください。
※公聴会開催の有無は、11月25日(金)以降に都市計画課ホームページでご確認いただくか、電話でお問合せください。

1 区域区分(線引き)等



(1)区域区分(図2参照)
舞岡上郷線北西部の「市街化調整区域」を「市街化区域」に変更します。

【区域区分(線引き)とは】
都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することをいいます。市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことで、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域のことで、

(2)用途地域(図2参照)
「指定なし」を、「第一種低層住居専用地域(容積率80%、建ぺい率50%)」及び「準住居地域(容積率200%、建ぺい率60%)」に変更します。

【用途地域とは】
都市機能の増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の容積率や建ぺい率、用途等を定めている地域のことで、

(3)高度地区(図2参照)
「指定なし」を、「最高限第1種高度地区(最高高さ10m)」及び「最高限第4種高度地区(最高高さ20m)」に変更します。

【高度地区とは】
市街地の環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を定める地区のことで、

(4)防火地域及び準防火地域(図2参照)
「指定なし」を、一部「準防火地域」に変更します。

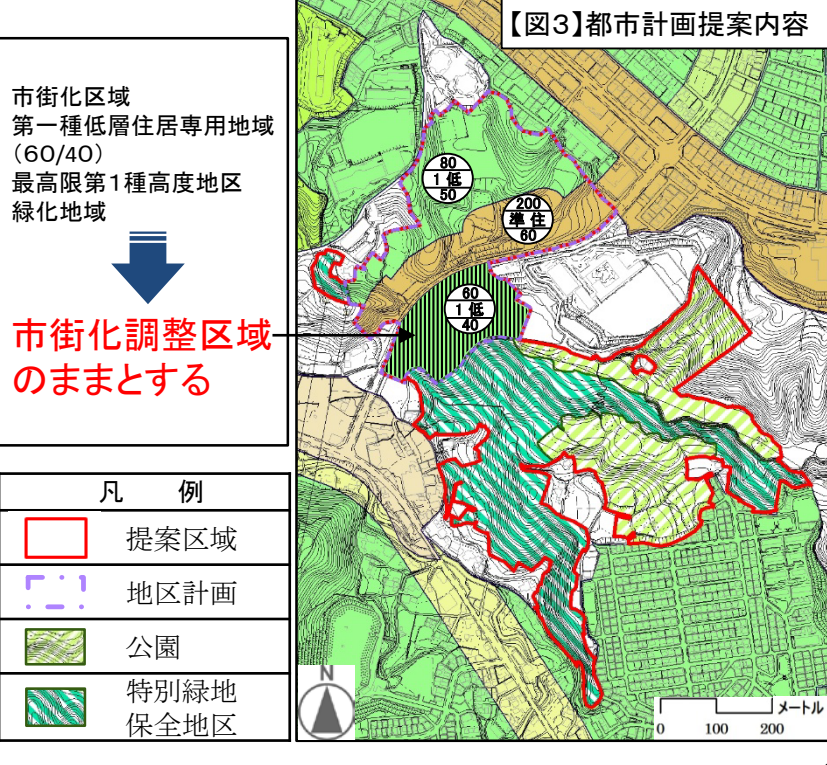
【防火地域及び準防火地域とは】
市街地における火災の危険を防ぐため、建築物の規模に応じて耐火建築物等にする必要がある地域のことで、

(5)緑化地域(図2参照)
「指定なし」を、「緑化地域」に変更します。

【緑化地域とは】
良好な都市環境を形成するため、建築物の緑化率の最低限度を定めている地域のことで、横浜市では、敷地面積が500㎡以上の建築物の新築等を行う場合、敷地面積の10%を緑化することとしています。

提案から市が修正した主な内容

舞岡上郷線の南東部については、円海山周辺緑地への玄関口にふさわしい役割が期待されるため、区域区分、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、緑化地域を変更せず、市街化調整区域のままとします。



3 公園及び特別緑地保全地区

(1)公園(図6参照)

①瀬上自然公園
上郷町小川アメニティのある谷戸部に残された自然的環境および円海山周辺地区に連なる良好な緑地への導入部の緑地を永続的に保全するとともに、市民が多様な動植物や豊かな自然環境に親しみ、レクリエーションの場として利活用するため、特殊公園(風致公園)として追加します。

| 種別 | 名称 | | 位置 | 面積 |
|------|----------|--------|---------|----------|
| | 番号 | 公園名 | | |
| 特殊公園 | 7・3・1502 | 瀬上自然公園 | 栄区上郷町地内 | 約3.7ha*1 |

②上郷里山公園

樹林地と農地が点在する里山の景観として、旧来より営まれ、保全されてきた自然環境を市民が身近に農にふれあえる場として利活用するとともに、緑地を永続的に保全するため、特殊公園(風致公園)として追加します。

| 種別 | 名称 | | 位置 | 面積 |
|------|----------|--------|---------------|--------|
| | 番号 | 公園名 | | |
| 特殊公園 | 7・4・1503 | 上郷里山公園 | 栄区上郷町及び東上郷町地内 | 約4.1ha |

*1 提案区域を精査した結果、提案区域内の道路を除外したため、提案から面積を変更しています。

(2)特別緑地保全地区(図7参照)

①上郷町石原特別緑地保全地区
本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観や多様な動植物の生息地・生育地としての自然環境を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

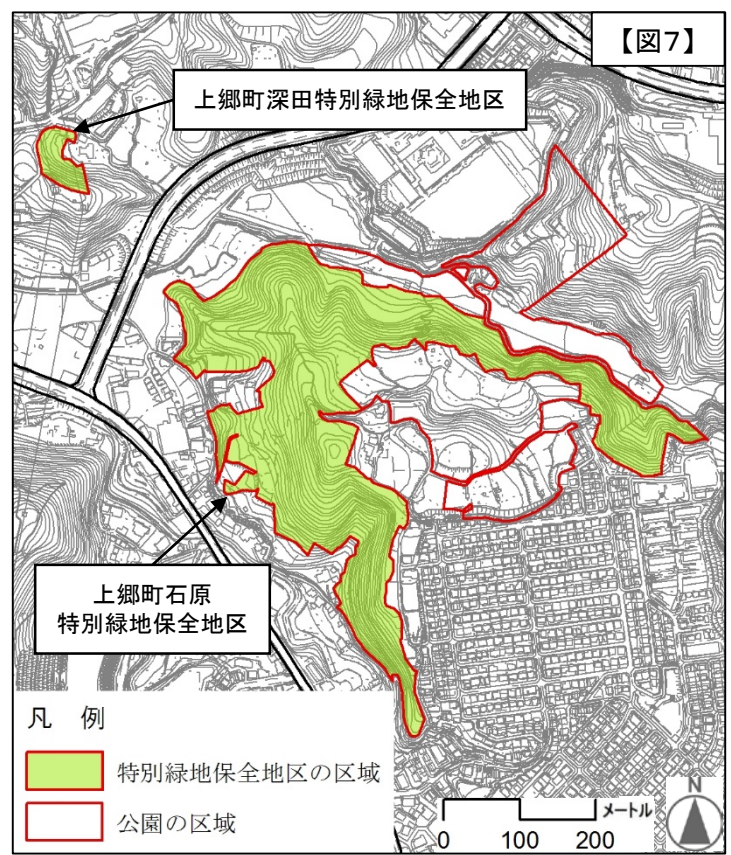
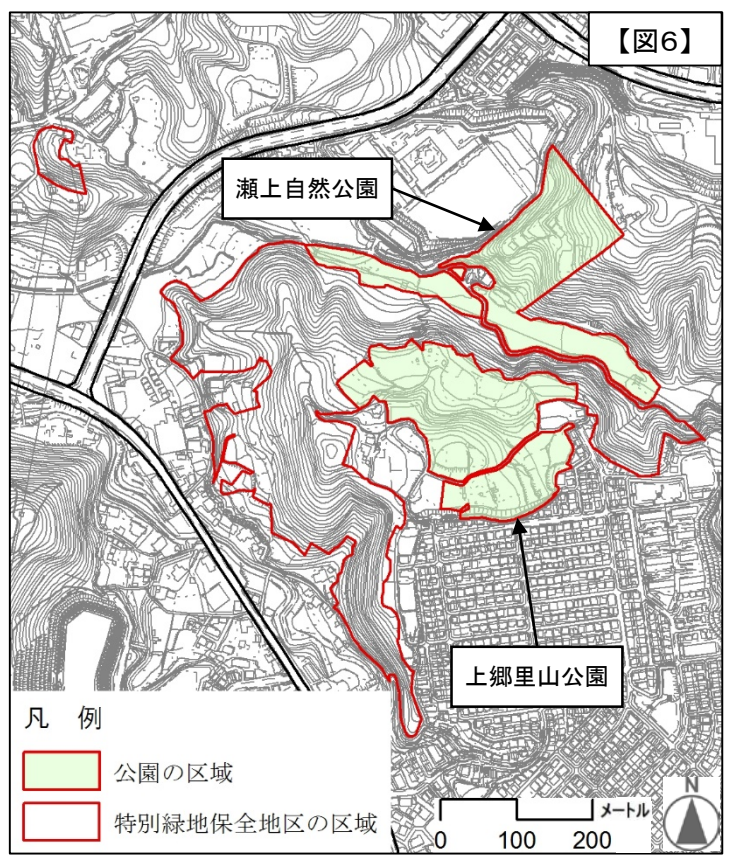
| 名称 | 面積 |
|---------------|-----------|
| 上郷町石原特別緑地保全地区 | 約10.9ha*2 |

②上郷町深田特別緑地保全地区

本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

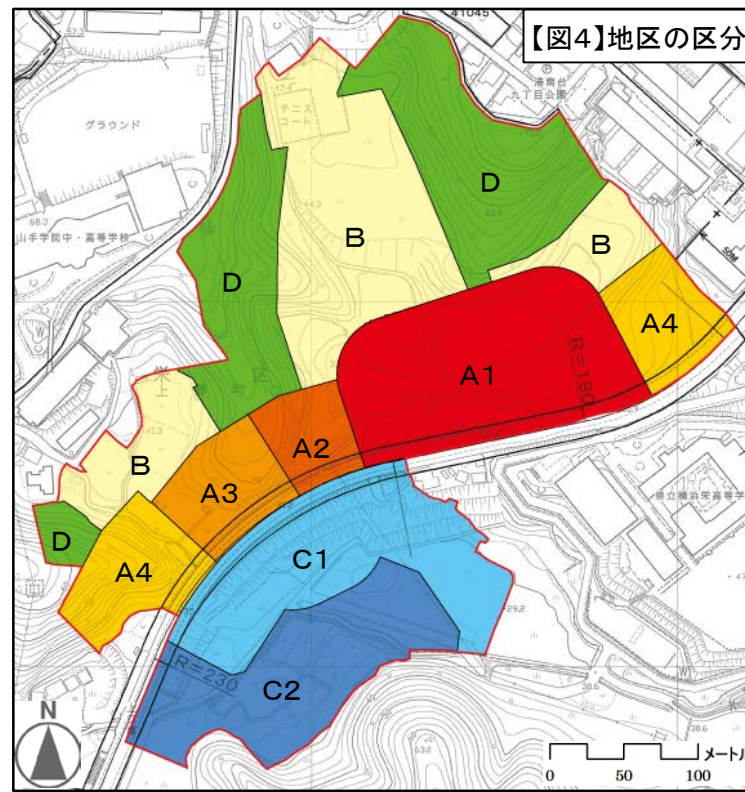
| 名称 | 面積 |
|---------------|----------|
| 上郷町深田特別緑地保全地区 | 約0.3ha*2 |

*2 提案区域を精査した結果、提案から面積を変更しています。

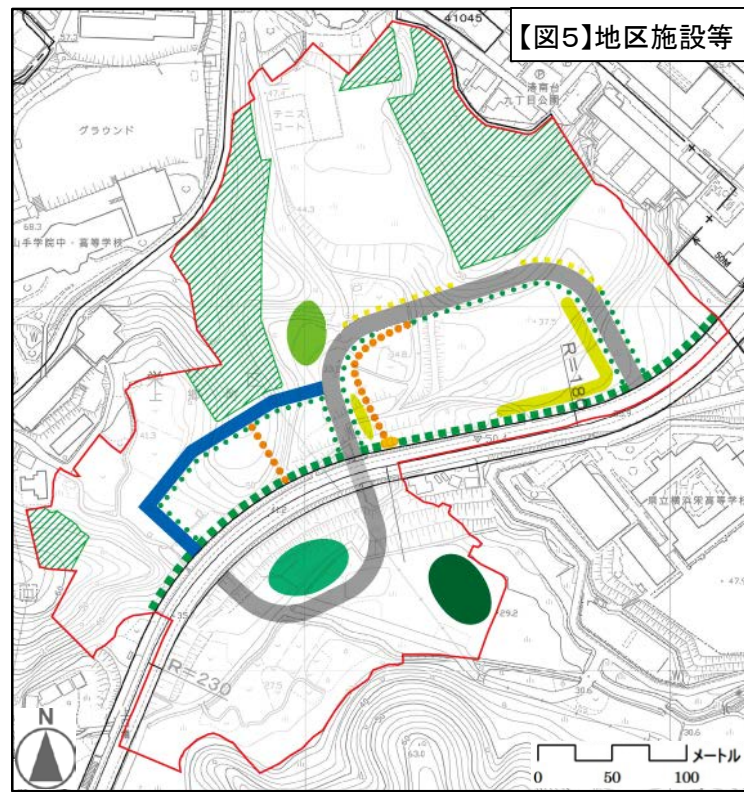


2 地区計画 (3/3)

※この資料は、都市計画の主な内容を分かりやすく記載しています。正確な区域等の内容については、縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。



【図4】地区の区分



【図5】地区施設等

| 凡 例 | |
|-------|-------------------|
| | 地区計画区域及び地区整備計画の区域 |
| 地区の区分 | |
| | A 1 地区 |
| | A 2 地区 |
| | A 3 地区 |
| | A 4 地区 |
| | B 地区 |
| | C 1 地区 |
| | C 2 地区 |
| | D 地区 |

| 凡 例 | |
|-------------|---------------------------|
| | 地区計画区域及び地区整備計画の区域 |
| 地区施設の配置及び規模 | |
| | 区画道路1号線(幅員12.0m 総延長約500m) |
| | 区画道路2号線(幅員9.0m 総延長約200m) |
| | 歩行者用通路(幅員2.0m 総延長約140m) |
| | 緑地帯A(幅員1.0m 総延長約350m) |
| | 緑地帯B(幅員0.5m 総延長約500m) |
| | 緑地帯C(幅員0.5m 総延長約100m) |
| | 緑地(面積合計約1,500㎡) |
| | 広場(面積約100㎡) |
| | 公園1(面積約1,700㎡) |
| | 公園2(面積約2,500㎡) |
| | 公園3(面積約2,500㎡) |
| 土地の利用に関する事項 | |
| | 樹林地、草地等 |

提案から市が修正した主な内容

- 提案書に示された施設整備のイメージに沿った、より適切な地区面積を確保するため、**A 2 地区及びA 3 地区の地区の区分の境界位置を変更**するとともに、両地区の面積を修正します。
- 開発許可の基準により、地区施設の**区画道路2号線の幅員を変更**します。
- 地区ごとの特性を考慮した緑地帯とするため、地区施設の**緑地帯Bの一部を緑地帯Cに修正**します。また、各緑地帯が出入口で一部分断されることを想定した記述を追加します。
- A 4 地区の北側の一部に第一種低層住居専用地域があることから、**第一種低層住居専用地域に面する区域境界からの斜線制限を追加**します。
- 地形地物等の明確な位置確定及び隣接敷地の状況を考慮し、地区計画の区域、地区整備計画の区域及び樹林地・草地等の区域を変更します。
- 建築物の用途の制限について、地区ごとの建築物等の整備の方針を担保するため、より適切な制限内容に向け、追加、削除及び修正します。
- 建築物等の形態意匠の制限について、周辺環境への影響を考慮し、**マンセル値による制限、屋外広告物に対する制限及び生物の生息環境への配慮を追記**します。
- 「地区計画の名称」、「地区計画の目標」、「区域の整備、開発及び保全に関する方針」及び「地区整備計画」の内容をより適切な文言に修正します。

2 地区計画 (1/3)

※この資料は、都市計画の主な内容を分かりやすく記載しています。正確な区域等の内容については、縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。

| | |
|------------------------|---|
| 名称 | 栄上郷町地区地区計画 |
| 位置 | 栄区上郷町地内 |
| 面積 | 約12.5ha |
| 地区計画の目標 | <p>本地区は、JR根岸線港南台駅から約1kmの徒歩圏であるとともに、都市計画道路3・4・3号環状4号線(以下「環状4号線」という。)沿いに広がる栄区東上郷町、桂台、庄戸、野七里などの郊外型住宅地との結節点に位置している。</p> <p>地区内には、都市計画道路3・3・11号環状3号線(以下「環状3号線」という。)と環状4号線を結ぶ幹線道路であり、横浜市都市計画マスタープラン栄区プランにおいて、「区南東部から港南台駅に向かう主要なルート」として位置付けられている都市計画道路3・3・14号舞岡上郷線(以下「舞岡上郷線」という。)が縦断し、周辺地区における交通網の骨格軸となっている。</p> <p>さらに、本地区は、生物多様性横浜行動計画(ヨコハマbプラン)において、「横浜つながりの森」として位置付けられており、円海山周辺緑地への玄関口としての役割が求められている。</p> <p>こうした立地特性を生かし、商業・医療・福祉施設等の用途を誘導し、円海山周辺緑地への連続性と生物多様性に配慮した緑豊かで周辺環境と調和する良好な景観を有する市街地を形成するとともに、円海山周辺緑地へ向かう玄関口としてふさわしい土地利用を行うことを目標とする。</p> |
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | <p>土地利用の方針【図4参照】</p> <p>地区計画の目標を実現するため地区を8区分し、土地利用の方針を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> A 1、A 2 地区 本地区のにぎわいの中心拠点としての生活利便機能、舞岡上郷線沿道の地域住民のための医療・福祉機能を主体とし、災害時には災害支援等の拠点として機能する各種施設及び商業施設の立地を図る。 A 3 地区 多世代の居住に資する共同住宅等の中高層住宅を主体とした住宅地の形成を図るとともに、舞岡上郷線に沿って地域住民の生活利便の向上のための店舗等の立地を図り、にぎわいのある街並みを形成する。 A 4 地区 周辺の環境に配慮しながら、多世代の居住に資する良好な中高層住宅を主体とした住宅地の形成を図る。 B 地区 舞岡上郷線沿道の後背地に、緑豊かで周辺環境と調和した戸建住宅等を主体とした良質な低層住宅等の立地を図る。 C 1 地区 地域の住民の多様な活動に資する公園を整備するとともに、隣接する都市施設の公園及び特別緑地保全地区への玄関口として、緑の利用を高める公益的な施設などの立地を図る。 C 2 地区 生物多様性に資する生物生息・生育環境を確保するとともに自然学習の場となる親水空間の創出を図る。 D 地区 良好な樹林地・緑地を保全し、緑豊かな環境を維持する。 |
| 地区施設の整備の方針 | <p>快適で安全な歩行者空間等を確保し、緑の空間を形成するため、地区施設の整備方針を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 舞岡上郷線から地区内へのアクセス性の向上を図るとともに歩行者の安全性を確保するため、歩道を備えた区画道路1号線及び区画道路2号線を整備する。 高低差がある地区内を誰もが円滑に往来できるよう、バリアフリー化した歩行者用通路を整備する。 幹線道路沿いや歩道沿いに緑豊かで潤いのある空間を形成するため、舞岡上郷線西側の区域に緑地帯A、緑地帯B、緑地帯C及び緑地を整備する。 バスの乗降者の安全性を確保するとともに、緑地や緑地帯との緑の連続性に配慮した歩行者の休憩の場として広場を整備する。 多世代の住民の休憩、語らいの場、子供の遊び場となり、災害時には一時的に避難場所となりうる公園1、公園2及び公園3を整備する。 |
| 建築物等の整備の方針 | <p>土地利用の方針により区分した地区ごとに、建築物等の整備を誘導するため、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度及び垣又はさくの構造の制限を定める。</p> |
| 緑化の方針 | <p>地区計画の目標を実現するため、緑化の方針を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 視認性が高く、緑豊かで潤いのある緑化を積極的に推進する。 植栽については、地域特性に応じた生物の良好な生息・生育環境に配慮した緑化を行う。 良好な自然的環境を形成するため、既存樹木の保存や表土の保全に努める。 建築物の敷地内の緑化、緑地及び緑地帯による連続的な緑の広がりをもつ景観を形成する。 舞岡上郷線沿いには、高木を配置し量感のある緑化を行い、区画道路沿いには季節を感じられるような高木、中低木を織り交ぜた潤いのある緑化を行う。 建築物や擁壁等と隣接する部分については、建築物や擁壁等の圧迫感の軽減に資する緑化に努める。 |
| 樹林地、草地等の保全に関する方針【図5参照】 | <p>良好な自然的環境を形成している緑地の保全を図るため、樹林地、草地等の保全に関する事項を定める。</p> <p>また、当該樹林地、草地等の保全上かつ防災上必要な行為については、自然的環境の保全と斜面の安全性確保が両立する工法を検討、選定するとともに、当該行為で改変した部分については、将来的に周辺の自然的環境と一体となるような復元緑化を行うものとする。</p> |
| 地区整備計画 | <p>区画道路1号線(幅員12.0m 総延長約500m)、区画道路2号線(幅員9.0m 総延長約200m)</p> <p>歩行者用通路(幅員2.0m 総延長合計約140m(計2カ所))</p> <p>緑地帯A(幅員1.0m 総延長約350m)、緑地帯B(幅員0.5m 総延長約500m)、緑地帯C(幅員0.5m 総延長約100m)、緑地(面積合計約1,500㎡)</p> <p>広場(面積約100㎡)、公園1(面積約1,700㎡)、公園2(面積約2,500㎡)、公園3(面積約2,500㎡)</p> |

| 地区整備計画 | 地区の区分 | 名称面積 | A 1 地区 | A 2 地区 | A 3 地区 | A 4 地区 | B 地区 | C 1 地区 | C 2 地区 | D 地区 | | | | | |
|------------|-----------|------|--|---|--|---|--|--|---|----------------------------|---|---|--|---|---|
| | | | 約1.9ha | 約0.4ha | 約0.5ha | 約1.1ha | 約2.8ha | 約1.6ha | 約1.5ha | 約2.6ha | | | | | |
| 建築物等に関する事項 | 建築物の用途の制限 | | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 店舗、飲食店 2 事務所 3 学校、図書館 4 老人ホーム、保育所、福祉ホーム 5 公衆浴場 6 診療所 7 自動車車庫又は自転車駐車場 8 巡査派出所、公衆電話所その他公益上必要なもの 9 病院 10 老人福祉センター、児童厚生施設 11 公益上必要な建築物 12 工場（店舗に附属するものに限る。） 13 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 14 ボーリング場、スケート場、水泳場 15 畜舎（店舗に附属する床面積15㎡以内のものに限る。） 16 前各号の建築物に附属するもの | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅（住戸数が、敷地面積を20㎡で除した数以下の長屋を除く。） 2 共同住宅（住戸数が、敷地面積を20㎡で除した数以下のものを除く。） 3 神社、寺院、教会 4 床面積3,000㎡を超える店舗、飲食店 5 自動車車庫（附属を除く。） 6 工場 7 ボーリング場、スケート場、水泳場 8 ホテル又は旅館 9 自動車教習所 10 倉庫業を営む倉庫 11 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己使用を除く。） 12 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は展示場、遊技場 13 畜舎（店舗に附属する床面積15㎡以内のものを除く。） 14 舞岡上郷線に面する部分の1階を住居の用に供するもの（住居の共用部分のみのものを除く。） | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅（住戸数が、敷地面積を20㎡で除した数以下の長屋を除く。） 2 共同住宅（住戸数が、敷地面積を20㎡で除した数以下のものを除く。） 3 神社、寺院、教会 4 3階以上の階で床面積1,500㎡を超える店舗、飲食店 5 自動車車庫（附属を除く。） 6 工場 7 ボーリング場、スケート場、水泳場 8 ホテル又は旅館 9 自動車教習所 10 倉庫業を営む倉庫 11 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己使用を除く。） 12 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は展示場、遊技場 13 畜舎（店舗に附属する床面積15㎡以内のものを除く。） | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅（住戸数が、敷地面積を50㎡で除した数以上の長屋を除く。） 2 兼用住宅 3 共同住宅（住戸数が、敷地面積を50㎡で除した数以上のものを除く。）、寄宿舎又は下宿 4 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館 5 老人ホーム、保育所、福祉ホーム 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 事務所 2 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 3 図書館 4 展示場（床面積200㎡以内） 5 巡査派出所、公衆電話所その他公益上必要なもの 6 店舗、飲食店（床面積150㎡以内） 7 前各号に掲げる建築物に附属するもの | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 巡査派出所、公衆電話所その他公益上必要なもの 2 前号の建築物に附属するもの | — | | | | | | |
| | | | 建築物の容積率の最高限度 | 10分の20 | | | 10分の8 | | | 10分の6 | | | — | | |
| | | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 10,000㎡ | | 500㎡ | | 150㎡ | | | 500㎡ | | | — | |
| | | | 壁面の位置の制限 | 道路境界線までの距離は2m以上とする。 | | 舞岡上郷線の境界線までの距離は2m以上、その他の境界線までの距離は1m以上とする。 | | | | 道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。 | | 舞岡上郷線の境界線までの距離は2m以上、その他の境界線までの距離は1m以上とする。 | | — | |
| | | | 建築物の高さの最高限度 | 1 20m以下 2 7.5m+0.6L以下（L=前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北水平距離） | | | | 1 20m以下 2 7.5m+0.6L以下（L=前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北水平距離） 3 5m+0.6L'以下（L'=北側が一低専の区域境界線までの真北水平距離） | | | 1 10m以下 2 5m+0.6L以下（L=前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北水平距離） | | | — | |
| | | | 建築物等の形態意匠の制限 | 1 周辺の環境と調和したデザインのものとする。 2 高さが5mを超える部分の建築物並びに工作物の色彩は、マンセル表色系の黄赤（YR）系若しくは黄（Y）系で明度6以上かつ彩度4以下、又は無彩色（N）で明度6以上を基調とする。 3 屋外広告物は、次に掲げる事項に適合するものとする。ただし、案内標識等についてはこの限りでない。 (1) 区域内の営業等に関するものに限り設置可 (2) 建築物の屋根又は屋上への設置不可 (3) 壁面看板は、舞岡上郷線に面する部分及び舞岡上郷線との道路境界線から水平距離10m以内の区域には設置不可 (4) そで看板は、表示面積一基あたり10㎡以内、突出幅を2m以下 (5) 広告塔及び広告板は、高さを5m以下 (6) 点滅装置、映像装置を使用不可 (7) 内照式広告物は設置不可 4 建築物及び工作物に附属する照明装置は、生物の生息環境に十分配慮するものとする。 | | 1 周辺の環境と調和したデザインのものとする。 2 屋外広告物は、次に掲げる事項に適合ものとする。ただし、案内標識等についてはこの限りでない。 (1) 区域内の営業等に関するものに限り設置可 (2) 建築物の屋根又は屋上への設置不可 (3) 建築物の高さ5mを超える部分には設置不可 (4) 壁面看板は、表示面積一基あたり10㎡以内 (5) そで看板は、表示面積一基あたり10㎡以内、突出幅を2m以下 (6) 広告塔及び広告板は、高さを5m以下 (7) 点滅装置、映像装置を使用不可 (8) 内照式広告物は設置不可 3 建築物及び工作物に附属する照明装置は、生物の生息環境に十分配慮するものとする。 | | | 1 周辺の環境と調和したデザインのものとする。 2 屋外広告物は、地区の景観及び地区外からの景観を阻害しないよう内照式広告物を設置しないこととする。ただし、案内標識等についてはこの限りでない。 | | 1 周辺の環境と調和したデザインのものとする。 2 屋外広告物は、次に掲げるものとする。ただし、案内標識等についてはこの限りでない。 (1) 区域内の営業等に関するものに限り設置可 (2) 建築物の屋根又は屋上への設置不可 (3) 建築物の高さ5mを超える部分には設置不可 (4) 壁面看板は、面積一基あたり5㎡以内とし、突出幅を2m以下 (5) そで看板は、面積一基あたり10㎡以内とし、突出幅を2m以下 (6) 広告塔及び広告板は高さを5m以下 (7) 点滅装置、映像装置を使用不可 (8) 内照式広告物は設置不可 3 建築物及び工作物に附属する照明装置は、生物の生息環境に十分配慮するものとする。 | | 1 周辺の環境と調和したデザインのものとする。 2 屋外広告物は、地区の景観及び地区外からの景観を阻害しないよう内照式広告物を設置しないこととする。ただし、案内標識等についてはこの限りでない。 3 建築物及び工作物に附属する照明装置は、生物の生息環境に十分配慮するものとする。 | | — |
| | | | 建築物の緑化率の最低限度 | 100分の25 | | 100分の20 | | | 100分の15 | | | 100分の20 | | — | |
| | | | 垣又はさくの構造の制限 | 生垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。ただし、フェンスの基礎、門柱、門扉その他これらに類するものを除く。 | | | | | | | | | — | | |
| | | | 土地の利用に関する事項 | 樹林地、草地等の保全に関する事項 | | | | | | | | | 計画図に示す樹林地、草地等の区域内においては、緑地の保全上支障のある行為はしてはならない。 | | |